

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人国境なき医師団日本	事業年度	R4年1月1日～R4年12月31日
-----	--------------------	------	-------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
一般個人寄付収入	11,852,813,891 円
一般法人寄付収入	955,455,551 円
その他団体寄付収入	197,766,967 円
外務省国際機関等拠出金	0 円
他のMSFからのグラント	12,534,641 円
アソシエーション会費収入	594,157 円
利息収入および評価益等	4,516,741 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	13,023,681,948 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		200,000,000 円	寄付金
		138,767,633 円	寄付金
		109,346,766 円	寄付金
		103,386,912 円	寄付金
		100,000,000 円	寄付金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		5,683,454,454 円	人道援助活動支援費
		1,989,780,000 円	人道援助活動支援費
		497,445,000 円	人道援助活動支援費
		497,445,000 円	人道援助活動支援費
		497,445,000 円	人道援助活動支援費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
※別紙参照				円	
				円	

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の子族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

別紙 ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関係	役務提供の内容等	役務の提供年月日	対価の額	その他取引条件
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/3/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/1/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/3/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/5/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/2/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/7/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/10/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/11/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/7/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/9/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/9/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/10/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/11/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/6/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/7/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/6/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/2/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/2/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/2/28	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/12/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/12/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/2/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/6/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/3/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/5/25	3,341	

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容等	役務の提供年月日	対価の額	その他取引条件
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/1/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/11/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/12/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x2	2022/1/25	6,682	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/4/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/9/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/12/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,000円x1	2022/10/25	3,000	
		講演会等の日当、1回あたり3,000円x1	2022/11/25	3,000	
		講演会等の日当、1回あたり3,000円x1	2022/11/25	3,000	
		講演会等の日当、1回あたり3,000円x1	2022/12/26	3,000	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/2/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x2	2022/1/25	6,682	
		講演会等の日当、1回あたり3,000円x1	2022/2/25	3,000	
		講演会等の日当、1回あたり3,000円x1	2022/6/27	3,000	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x0.5	2022/8/25	1,670	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/3/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/7/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/1/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/10/31	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x0.5	2022/12/26	1,670	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/12/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/7/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/8/31	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,000円x1	2022/5/25	3,000	

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容等	役務の提供年月日	対価の額	その他取引条件
		講演会等の日当、1回あたり3,000円x1	2022/8/31	3,000	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/1/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/3/25	3,341	
		コンサルティング料	2022/1/25	226,087	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/6/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/6/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/10/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,000円x1	2022/6/27	3,000	
		講演会等の日当、1回あたり3,000円x1	2022/12/26	3,000	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/10/31	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/10/31	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/12/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/5/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/11/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/10/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/1/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/8/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/9/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/11/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/12/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/9/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/1/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/7/29	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x2	2022/10/31	6,682	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/4/25	3,341	

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容等	役務の提供年月日	対価の額	その他取引条件
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/6/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/6/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/6/27	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/10/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/11/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/11/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/11/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/11/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/12/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/12/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/12/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/2/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/9/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/11/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/8/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/10/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/11/25	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/12/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/9/26	3,341	
		講演会等の日当、1回あたり3,341円x1	2022/11/25	3,341	

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出した寄附金額	寄附の目的等
		R4.03.17	85,600,000円	人道援助活動支援
		R4.03.17	85,600,000円	人道援助活動支援
		R4.03.17	769,950,000円	人道援助活動支援
		R4.03.17	342,600,000円	人道援助活動支援
		R4.03.17	85,600,000円	人道援助活動支援
		R4.04.21	979,253,542円	人道援助活動支援
		R4.04.21	145,600,000円	人道援助活動支援
		R4.04.21	36,400,000円	人道援助活動支援
		R4.04.21	36,400,000円	人道援助活動支援
		R4.04.21	36,400,000円	人道援助活動支援
		R4.04.21	36,400,000円	人道援助活動支援
		R4.04.21	36,400,000円	人道援助活動支援
		R4.05.16	145,600,000円	人道援助活動支援
		R4.05.16	36,400,000円	人道援助活動支援
		R4.05.16	36,400,000円	人道援助活動支援
		R4.05.16	36,400,000円	人道援助活動支援
		R4.05.16	436,800,000円	人道援助活動支援
		R4.05.16	36,400,000円	人道援助活動支援

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出した寄附金額	寄附の目的等
		R4.06.23	363,900,000円	人道援助活動支援
		R4.06.23	121,300,000円	人道援助活動支援
		R4.06.23	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.06.23	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.06.23	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.06.23	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.06.23	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.07.21	946,500,000円	人道援助活動支援
		R4.07.21	315,500,000円	人道援助活動支援
		R4.07.21	78,875,000円	人道援助活動支援
		R4.07.21	78,875,000円	人道援助活動支援
		R4.07.21	78,875,000円	人道援助活動支援
		R4.07.21	78,875,000円	人道援助活動支援
		R4.07.21	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.07.21	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.07.21	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.07.21	121,300,000円	人道援助活動支援
		R4.07.21	363,900,000円	人道援助活動支援
		R4.07.21	30,325,000円	人道援助活動支援

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出した寄附金額	寄附の目的等
		R4.08.18	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.08.18	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.08.18	121,300,000円	人道援助活動支援
		R4.08.18	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.08.18	363,900,000円	人道援助活動支援
		R4.08.18	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.09.22	121,300,000円	人道援助活動支援
		R4.09.22	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.09.22	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.09.22	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.09.22	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.09.22	363,900,000円	人道援助活動支援
		R4.09.22	329,500,000円	人道援助活動支援
		R4.09.22	27,500,000円	人道援助活動支援
		R4.09.22	27,500,000円	人道援助活動支援
		R4.09.22	27,500,000円	人道援助活動支援
		R4.09.22	109,800,000円	人道援助活動支援
		R4.09.22	27,500,000円	人道援助活動支援

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支出した寄附金額	寄附の目的等
		R4.10.20	121,300,000円	人道援助活動支援
		R4.10.20	109,800,000円	人道援助活動支援
		R4.10.20	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.10.20	27,500,000円	人道援助活動支援
		R4.10.20	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.10.20	27,500,000円	人道援助活動支援
		R4.10.20	363,900,000円	人道援助活動支援
		R4.10.20	329,500,000円	人道援助活動支援
		R4.10.20	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.10.20	27,500,000円	人道援助活動支援
		R4.10.20	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.10.20	27,500,000円	人道援助活動支援
		R4.11.17	363,900,000円	人道援助活動支援
		R4.11.17	121,300,000円	人道援助活動支援
		R4.11.17	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.11.17	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.11.17	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.11.17	30,325,000円	人道援助活動支援

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出した寄附金額	寄附の目的等
		R4.12.15	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.12.15	363,900,000円	人道援助活動支援
		R4.12.15	121,300,000円	人道援助活動支援
		R4.12.15	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.12.15	30,325,000円	人道援助活動支援
		R4.12.15	30,325,000円	人道援助活動支援
			10,289,403,542円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
2022.01.14	オーストラリア国の企業へのライセンス費用の支払	2,136,132円
2022.01.14	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	12,610,914円
2022.01.20	オーストラリア国の事務局へ立替経費の支払	1,471,112円
2022.01.20	スイス国のインターナショナル オフィスへ各支部への未収金、未払金の支払	1,264,374円
2022.01.20	フランス国の支部へ人道援助活動支援の支払	159,307円
2022.01.20	香港国の事務局へ立替経費の支払	1,739,035円
2022.01.31	フランス国の企業へ国際保険料の支払	2,449,211円
2022.01.31	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	185,249円
2022.02.17	オーストラリア国の事務局へ立替経費の支払	4,943,191円
2022.02.17	カナダ国の事務局へ立替経費の支払	29,413円
2022.02.17	スイス国のインターナショナル オフィスへ各支部への未収金、未払金の支払	23,041,322円
2022.02.17	フランス国の支部へ人道援助活動支援の支払	3,703,038円
2022.02.17	香港国の事務局へ立替経費の支払	1,805,070円
2022.02.25	シンガポール共和国の個人へコンサルタント費用の支払	182,196円
2022.02.25	フランス国の企業へ国際保険料の支払	2,646,593円
2022.02.25	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	139,683円
2022.03.08	オーストラリア国の企業へのコンサルティング費用の支払	1,697,200円
2022.03.17	アメリカ合衆国の支部へ立替経費の支払	358,353円
2022.03.17	オーストラリア国の事務局へ立替経費の支払	850,099円
2022.03.17	スイス国の支部へ人道援助活動支援の支払	85,600,000円
2022.03.17	オランダ国の支部へ人道援助活動支援の支払	85,600,000円
2022.03.17	フランス国の支部へ人道援助活動支援の支払	769,950,000円
2022.03.17	スペイン国の支部へ人道援助活動支援の支払	342,600,000円
2022.03.17	ベルギー国の支部へ人道援助活動支援の支払	85,600,000円
2022.03.18	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	775,962円
2022.03.25	ルーマニア国の企業へのコンサルタント費用の支払	806,322円

実施日	使途	金額
2022.03.25	イギリス国の企業へのコンサルタント費用の支払	127,071円
2022.03.25	イギリス国の企業へのコンサルタント費用の支払	853,755円
2022.04.21	アメリカ合衆国の支部へ立替経費の支払	6,541円
2022.04.21	オーストラリア国の事務局へ立替経費の支払	1,734,027円
2022.04.21	香港国の事務局へ立替経費の支払	1,559,928円
2022.04.21	フランス国の支部へ人道援助活動支援の支払	979,253,542円
2022.04.21	スペイン国の支部へ人道援助活動支援の支払	145,600,000円
2022.04.21	オランダ国の支部へ人道援助活動支援の支払	36,400,000円
2022.04.21	ベルギー国の支部へ人道援助活動支援の支払	36,400,000円
2022.04.21	スイス国の支部へ人道援助活動支援の支払	36,400,000円
2022.04.21	コートジボワール共和国へ人道援助活動支援の支払	36,400,000円
2022.04.25	オーストラリア国のカウンセリング費用の支払	50,311円
2022.04.28	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	797,477円
2022.05.19	オーストラリア国の事務局へ立替経費の支払	2,040,642円
2022.05.19	香港国の事務局へ立替経費の支払	1,580,684円
2022.05.19	スペイン国の支部へ人道援助活動支援の支払	145,600,000円
2022.05.19	オランダ国の支部へ人道援助活動支援の支払	36,400,000円
2022.05.19	ベルギー国の支部へ人道援助活動支援の支払	36,400,000円
2022.05.19	スイス国の支部へ人道援助活動支援の支払	36,400,000円
2022.05.19	フランス国の支部へ人道援助活動支援の支払	436,800,000円
2022.05.19	コートジボワール共和国へ人道援助活動支援の支払	36,400,000円
2022.05.31	オーストラリア国のカウンセリング費用の支払	33,195円
2022.05.31	ルーマニア国の企業へのコンサルタント費用の支払	1,411,520円
2022.05.31	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	1,001,145円
2022.05.31	韓国の事務局へ立替経費の支払	4,140円
2022.06.23	オーストラリア国の事務局へ立替経費の支払	5,213,357円
2022.06.23	カナダ国の事務局へ立替経費の支払	1,357,219円

実施日	使途	金額
2022.06.23	香港国の事務局へ立替経費の支払	3,701,197円
2022.06.23	フランス国の支部へ人道援助活動支援の支払	363,900,000円
2022.06.23	スペイン国の支部へ人道援助活動支援の支払	121,300,000円
2022.06.23	オランダ国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.06.23	ベルギー国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.06.23	スイス国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.06.23	コートジボワール共和国へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.06.27	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	1,119,905円
2022.06.27	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	18,274,659円
2022.06.27	オーストラリア国の企業へのライセンス費用の支払	1,256,998円
2022.06.30	フランス国の個人への経費支払	20,319円
2022.07.21	オーストラリア国の事務局へ立替経費の支払	2,274,877円
2022.07.21	カナダ国の事務局へ立替経費の支払	675,289円
2022.07.21	スイス国のインターナショナル オフィスへ各支部への未収金、未払金の支払	231,338,761円
2022.07.21	フランス国の支部へ人道援助活動支援の支払	946,500,000円
2022.07.21	スペイン国の支部へ人道援助活動支援の支払	315,500,000円
2022.07.21	オランダ国の支部へ人道援助活動支援の支払	78,875,000円
2022.07.21	ベルギー国の支部へ人道援助活動支援の支払	78,875,000円
2022.07.21	スイス国の支部へ人道援助活動支援の支払	78,875,000円
2022.07.21	コートジボワール共和国へ人道援助活動支援の支払	78,875,000円
2022.07.21	スイス国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.07.21	ベルギー国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.07.21	オランダ国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.07.21	スペイン国の支部へ人道援助活動支援の支払	121,300,000円
2022.07.21	フランス国の支部へ人道援助活動支援の支払	363,900,000円
2022.07.21	コートジボワール共和国へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.07.25	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	227,621円

実施日	使 途	金 額
2022.07.25	フランス国の企業へ国際保険料の支払	3,181,887円
2022.07.25	ルーマニア国の企業へのコンサルタント費用の支払	1,128,105円
2022.07.25	フランス国の企業へ写真利用料の支払	41,793円
2022.07.29	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	1,371,012円
2022.08.05	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	743,818円
2022.08.18	オーストラリア国の事務局へ立替経費の支払	2,142,222円
2022.08.18	香港国の事務局へ立替経費の支払	3,228,172円
2022.08.18	ベルギー国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.08.18	スイス国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.08.18	スペイン国の支部へ人道援助活動支援の支払	121,300,000円
2022.08.18	オランダ国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.08.18	フランス国の支部へ人道援助活動支援の支払	363,900,000円
2022.08.18	コートジボワール共和国へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.08.31	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	1,110,620円
2022.08.31	バングラデッシュ国の企業への撮影費用の支払	164,858円
2022.08.31	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	3,469,250円
2022.08.31	オーストラリア国の企業へのコンサルティング費用の支払	476,950円
2022.09.09	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	393,137円
2022.09.22	アメリカ合衆国の支部へ立替経費の支払	367,547円
2022.09.22	オーストラリア国の事務局へ立替経費の支払	917,548円
2022.09.22	カナダ国の事務局へ立替経費の支払	1,295,927円
2022.09.22	香港国の事務局へ立替経費の支払	3,685,774円
2022.09.22	スペイン国の支部へ人道援助活動支援の支払	121,300,000円
2022.09.22	オランダ国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.09.22	ベルギー国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.09.22	スイス国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.09.22	コートジボワール共和国へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円

実施日	使 途	金 額
2022.09.22	フランス国の支部へ人道援助活動支援の支払	363,900,000円
2022.09.22	フランス国の支部へ人道援助活動支援の支払	329,500,000円
2022.09.22	スイス国の支部へ人道援助活動支援の支払	27,500,000円
2022.09.22	ベルギー国の支部へ人道援助活動支援の支払	27,500,000円
2022.09.22	オランダ国の支部へ人道援助活動支援の支払	27,500,000円
2022.09.22	スペイン国の支部へ人道援助活動支援の支払	109,800,000円
2022.09.22	コートジボワール共和国へ人道援助活動支援の支払	27,500,000円
2022.09.30	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	667,996円
2022.09.30	イギリス国の企業へのコンサルタント費用の支払	85,097円
2022.10.03	オーストラリア国のカウンセリング費用の支払	16,803円
2022.10.07	フランス国の企業へ国際保険料の支払	2,901,490円
2022.10.07	オーストラリア国のカウンセリング費用の支払	16,785円
2022.10.20	オーストラリア国の事務局へ立替経費の支払	1,916,239円
2022.10.20	スイス国のインターナショナル オフィスへ各支部への未収金、未払金の支払	2,845,280円
2022.10.20	香港国の事務局へ立替経費の支払	2,902,741円
2022.10.20	スペイン国の支部へ人道援助活動支援の支払	121,300,000円
2022.10.20	スペイン国の支部へ人道援助活動支援の支払	109,800,000円
2022.10.20	ベルギー国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.10.20	ベルギー国の支部へ人道援助活動支援の支払	27,500,000円
2022.10.20	オランダ国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.10.20	オランダ国の支部へ人道援助活動支援の支払	27,500,000円
2022.10.20	フランス国の支部へ人道援助活動支援の支払	363,900,000円
2022.10.20	フランス国の支部へ人道援助活動支援の支払	329,500,000円
2022.10.20	コートジボワール共和国へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.10.20	コートジボワール共和国へ人道援助活動支援の支払	27,500,000円
2022.10.20	スイス国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.10.20	スイス国の支部へ人道援助活動支援の支払	27,500,000円

実施日	使 途	金 額
2022.10.25	ルーマニア国の企業へのコンサルタント費用の支払	1,640,870円
2022.10.31	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	1,355,148円
2022.11.11	フランス国の企業へ国際保険料の支払	2,955,819円
2022.11.17	フランス国の支部へ人道援助活動支援の支払	363,900,000円
2022.11.17	スペイン国の支部へ人道援助活動支援の支払	121,300,000円
2022.11.17	オランダ国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.11.17	ベルギー国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.11.17	スイス国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.11.17	コートジボワール共和国へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.11.20	オーストラリア国の事務局へ立替経費の支払	4,324,919円
2022.11.20	香港国の事務局へ立替経費の支払	1,890,453円
2022.11.25	アメリカ合衆国の企業へのコンサルティング費用支払	305,418円
2022.11.30	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	305,418円
2022.12.15	オーストラリア国の事務局へ立替経費の支払	1,967,141円
2022.12.15	スイス国のインターナショナル オフィスへ各支部への未収金、未払金の支払	1,515,613円
2022.12.15	香港国の事務局へ立替経費の支払	1,618,882円
2022.12.15	コートジボワール共和国へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.12.15	フランス国の支部へ人道援助活動支援の支払	363,900,000円
2022.12.15	スペイン国の支部へ人道援助活動支援の支払	121,300,000円
2022.12.15	オランダ国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.12.15	ベルギー国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.12.15	スイス国の支部へ人道援助活動支援の支払	30,325,000円
2022.12.26	オランダ国の旅行代理店へ航空券代の支払	306,184円
2022.12.26	ルーマニア国の企業へのコンサルタント費用の支払	3,275,162円
2022.12.26	オーストラリア国の企業へのコンサルティング費用の支払	443,800円
2022.12.28	オーストラリア国の企業へのサーベイ費用の支払	400,029円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人国境なき医師団日本	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員総数のうち次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		○

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	令和4年1月1日 ～ 令和4年12月31日	11人	0人	0%	0人	0%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有 無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		11人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
中嶋 優子		理事		○							令和4年3月27日就任
久留宮 隆		理事		○							平成29年3月26日就任
高橋 健介		理事		○							令和3年3月26日就任
齊藤 哲也		理事		○							令和2年3月25日就任
ウアネス・エリック		理事		○							令和3年3月26日就任
デルマス・ジル		理事		○							令和3年3月26日就任
小杉 郁子		理事		○							令和4年3月27日就任
コナエ・イッサカディン		理事		○							令和4年3月27日就任
西島すみれ (旧姓 空野)		理事		○							令和4年3月27日就任
森川 光世		監事		○							令和4年3月27日就任
キム・テヨン		監事		○							令和3年3月26日就任 令和5年1月6日辞任
田岡知明		理事		○							平成30年3月25日就任 令和4年3月26日退任
ユ・ソヒ		理事		○							平成30年3月25日就任 令和4年3月26日退任
谷口 博子		理事		○							令和2年3月25日就任 令和4年3月26日退任
スィーベル・リチャード		理事		○							令和2年3月25日就任 令和4年3月26日退任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(SAP by Design)使用	随時	10年
仕訳日記帳	会計ソフト(SAP by Design)使用	随時	10年
預金出納帳	会計ソフト(SAP by Design)使用	随時	10年
固定資産台帳	固定資産管理ソフト (PCAクラウド固定資産) 使用	毎月	10年
賃金台帳	給与計算ソフト(給与奉行 i11)使用 PDF 保存	毎月	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週1回」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本	チェック欄
-----	---------------------	-------

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

○

イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時の価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本	チェック欄
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>		○

<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>		同 意
		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p> <p>※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</p>	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本
-----	---------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業年度</td> <td style="width: 30%;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 20%;">設立年月日</td> <td style="width: 30%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ